

## 1 補助対象となる事業実施時期

事業名	補助対象となる事業実施時期
施設整備事業	令和7年11月11日以降に承継・開業した診療所又は承継・開業する診療所であって、東京都が内示した後に着手した事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 内示時期は未定</li> <li>✓ 内示後に工事契約手続や機器購入契約手続を開始</li> <li>✓ 施設整備事業は、令和8年3月末までに全ての工事が完了していない場合は、完成した部分までを進捗率等に応じて補助</li> </ul>
設備整備事業	
地域への定着支援事業	令和6年12月17日（令和6年度国補正予算成立日）以降に承継・開業した診療所又は承継・開業する診療所 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに発生した経費が補助対象</li> <li>✓ 「一定期間の地域への定着支援」について、「一定期間」は「承継又は開業した日から最大3年」とする。</li> </ul>

・「へき地診療所」の補助金の交付を受けている場合は補助の対象外です。

## 2 補助対象となる承継のケースについて

ケース	補助対象（※）	
開設者が個人の診療所であって、管理者のみ変更	○	
開設者が法人の診療所であって、管理者のみ変更	○	
開設者が自治体の診療所であって、管理者のみ変更	○	
開設者が個人から法人へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が法人から法人へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が個人から自治体へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が法人から自治体へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が国の診療所	×	

※管理者の変更のケースであっても、例えば同一法人内での人員配置の都合による管理者の変更など、補助対象としての疑義が生じる場合がありますので、その場合は東京都まで御相談ください。